

資料14 文部科学省からの通知



30文科施第112号
平成30年6月19日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
平井 明 成



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道 和



(印影印刷)

学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、文部科学省では従来から、「学校施設の維持管理の徹底について」（平成27年10月30日通知）等により、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切な維持管理をお願いしています。

つきましては、各学校設置者におかれては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに、注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するようお願いいたします。

また、各学校においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月文部科学省）において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を徹底するようお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会においては城内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、都道府県知事及び各

指定都市市長においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては、所管の学校に対して周知いただくようお願いします。

なお、追って近日中に、各学校設置者における取組に関する進捗状況を調査する予定であることを申し添えます。

<本件に関する問い合わせ先>

(学校におけるブロック塀の安全点検に関すること)

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室施設防災企画係
TEL：03-5253-4111（内線2235、3184）

(登下校時の安全に関すること)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課防災教育係
TEL：03-5253-4111（内線2670）

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。



27文科施第375号

平成27年10月30日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
中岡



(印影印刷)

学校施設の維持管理の徹底について（通知）

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者におかれては、当該施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

現に、学校施設において、外壁タイルやモルタルの落下など、老朽化等に起因する事故や不具合等が相当数発生しており、その発生状況を見ると、必ずしも維持管理が適切に実施されているとは言えない状況となっています。また、今年度の会計検査院報告において公立学校施設の維持管理の状況について指摘*を受けておりますが、維持管理の徹底を図ることは全ての学校施設において共通の課題であると認識しています。

学校施設の維持管理の徹底については、これまでも「既存学校施設の維持管理の徹底について（依頼）」（平成22年4月23日付け22施施企第4号）等により繰り返しお願いしてきたところですが、このような状況に鑑み、特に、建築基準法及び消防法に基づく法定点検の実施、並びに是正が必要と判断された箇所の早期是正について、あらためて下記のとおり周知しますので、これらに基づき、また、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年3月文部科学省）等、別添の学校施設の維持管理に係る参考資料も参考にしながら、管理する学校施設の維持管理を適切に実施するようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、また、都道府県知事におかれては、所轄の私立学校に対して周知するようお願いします。

* 詳細は会計検査院のHPを参照。

http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/27/pdf/271026_zenbun_06.pdf

記

1. 建築基準法に基づく法定点検の実施について

(1) 点検の義務づけがある学校

建築基準法第12条第1項の規定により、学校の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）であって、特定行政庁^{※1}が指定^{※2}するものの管理者は、有資格者による建築物の調査を定期に実施し、その結果を特定行政庁に報告することが義務づけられています。

また、同条第2項の規定により、学校の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に限る。）の管理者は、有資格者による建築物の点検を定期に実施することが義務づけられています。

これら建築基準法に基づく調査又は点検（以下「建築基準法点検」という。）の実施が義務づけられている学校施設の管理者におかれては、同法の定め^{※3}を遵守し、確実に点検を実施してください。

なお、個別の学校施設が上記義務づけの対象となるか否かが不明な場合については、当該学校施設の存する地域を所管する特定行政庁に確認してください。

※1 特定行政庁とは、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長を、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

※2 特定行政庁が規則（「〇〇県建築基準法施行細則」、「△△市建築基準法施行細則」等）において、調査・報告すべき建築物の用途や規模を定めている。

※3 点検の項目、方法、判定基準等については別添を参照。

(2) 点検の義務づけがない学校

上記(1)以外の学校の管理者は、建築基準法点検が義務づけられていませんが、学校施設を含む全ての建築物の管理者は、同法第8条第1項の規定により、建築物を常時適法な状態に維持するよう努めることが義務づけられています。そのため、建築基準法点検の義務づけがない学校施設の管理者におかれても、当該学校施設について、劣化等により是正の必要が生じている箇所を把握するとともに、当該箇所を早期に是正することで常に適法な状態を維持することが重要であることから、平成20年国土交通省告示第282号^{※4}を参考として、有資格者による専門的な点検を定期に実施するようお願いします。

※4 詳細については別添を参照。

2. 消防法に基づく法定点検の実施について

消防法第17条第1項及び第17条の3の3の規定により、全ての学校の管理者は、消防用設備等が消火、避難等の消防活動に必要な性能を有するように設置するとともに、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、有資格者等による点検（以下「消防法点検」という。）を定期に実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

このため、全ての学校の管理者におかれては、同法の定め^{※5}を遵守し、確実に点検を実施し

てください。

※5 点検の期間、方法等は、昭和50年消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」及び平成16年消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」に定められている。

3. 建築基準法点検又は消防法点検により是正が必要とされた事項の是正について

建築基準法点検の結果（点検の義務づけがない学校の管理者が、建築基準法の規定に準じて点検を実施した場合の結果を含む。）、判定基準に該当する項目がある場合、又は、消防法点検の結果、判定基準に適合しない項目がある場合は、早期に当該項目（以下、「要是正項目」という。）を是正し、学校施設を適法な状態に維持することが必要です。

限られた予算の中で着実に是正を進め、児童生徒等の安全を確保していくためには、管理する学校における要是正項目の内容及び劣化等の情報を管理し、優先順位を設けて計画的に是正していくことが効率的です。特に、複数の学校を管理する場合は、その全ての学校における要是正項目に係る情報を一元的に管理し、危険度の高いものから順に早期に是正していくことが重要であり、遅くとも当該要是正項目の次回点検までの間※6に全ての是正を完了させるようお願いします。

ただし、特定行政庁や消防本部、消防署等からは是正に関する勧告、命令その他の指導を受けた場合は当該指導に従ってください。

※6 建築基準法点検については3年以内で特定行政庁が定める期間、消防法点検については消防用設備等の種類等に応じて6ヶ月又は1年。

別添

学校施設の維持管理に係る参考資料

(平成27年10月30日時点の情報)

○維持管理に関する入門的な情報について

- ◆「安全で快適な学校施設を維持するために」(平成13年3月文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05010601.htm

学校施設の適切な維持管理を行う上で、正しい理解と適正な保全を行うための留意事項などを記載したパンフレット(公立学校の設置者に対して平成13年4月の事務連絡により送付)。

※文部科学省において、維持管理の重要性や手法等について解説する手引を平成27年度中に策定予定。

○維持管理のPDCAサイクルの重要性について

- ◆「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(平成27年3月文部科学省)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1356471.htm

文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するための計画(国公立学校等の設置者に対しては平成27年3月の通知により送付し、私立学校の設置者に対しては平成27年4月の事務連絡により参考配布)。

その行動計画において、

- ・建築基準法点検による点検を定期的に行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて対策を実施していくというPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)の構築
- ・点検・診断の着実な実施
- ・計画の策定
- ・対策の着実な実施

等の必要性を説明するとともに、当該行動計画の対象となる施設の管理者に対し、着実な対応を要請しているため、本通知本文の1.及び3.への対応に当たって参考とされたい。

※「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」IV. §1. 2. (1)において定義する「12条点検」と、本通知本文1. (1)で定義する「建築基準法点検」とは同一の事項を指している。

○建築基準法点検の点検項目、方法、判定基準等について

- ◆「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第282号)

建築基準法に基づき有資格者が調査又は点検を行うにあたっての具体的な点検項目、方法、判定基準等を定めた告示。

- ・告示本文 <http://www.mlit.go.jp/common/001107511.pdf>
- ・調査結果票 <http://www.mlit.go.jp/common/001107512.pdf>

- ◆「特殊建築物等定期調査業務基準(2008年版)」(監修:国土交通省住宅局建築指導課、編集・発行:一般財団法人日本建築防災協会)

上記告示に定められた点検の方法や判定基準等について、有資格者向けに詳細に解説した書籍。